

## 6 参考資料

【資料 A】過去災害時における事業継続・復旧事例

【資料 B】BCP の有無による災害対応シナリオ例

【資料 C】東海地震に関連する情報体系

【資料 D】東海地震の被害想定結果

【資料 E】表層地盤のゆれやすさマップ（静岡県）

【資料 F】天竜川浸水想定区域図

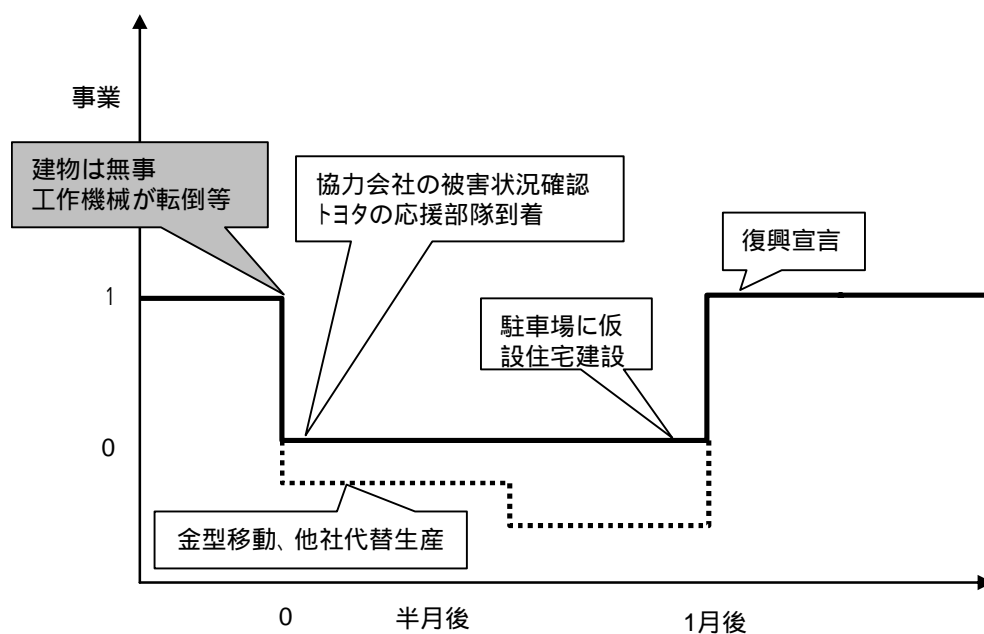
【資料 G】中小企業等に対する公的支援制度

【資料 H】教育・訓練方法の例

## 【資料A】過去災害時における事業継続・復旧事例

神戸市の部品製造業（平成7年1月阪神・淡路大震災）

- ・従業員約35名、自動車部品のプレス加工が主な事業である。
- ・地震による被害は、従業員死亡1名のみ、工場建屋は小規模被害に限られた。
- ・元請の自動車会社の応援を得て、転倒したプレス機械を修理し、約1ヶ月で全面的な事業再開を果たした。
- ・この間、他会社工場に金型を移し生産を移管したが、元請自動車会社の意向で全面再開後に取引を復元した。
- ・社長をはじめ幹部3名が、事業復旧、財務（資金確保）労務・従業員支援を分担した。被災した従業員には仮設住宅を提供するなど従業員の生活支援にも努めた。

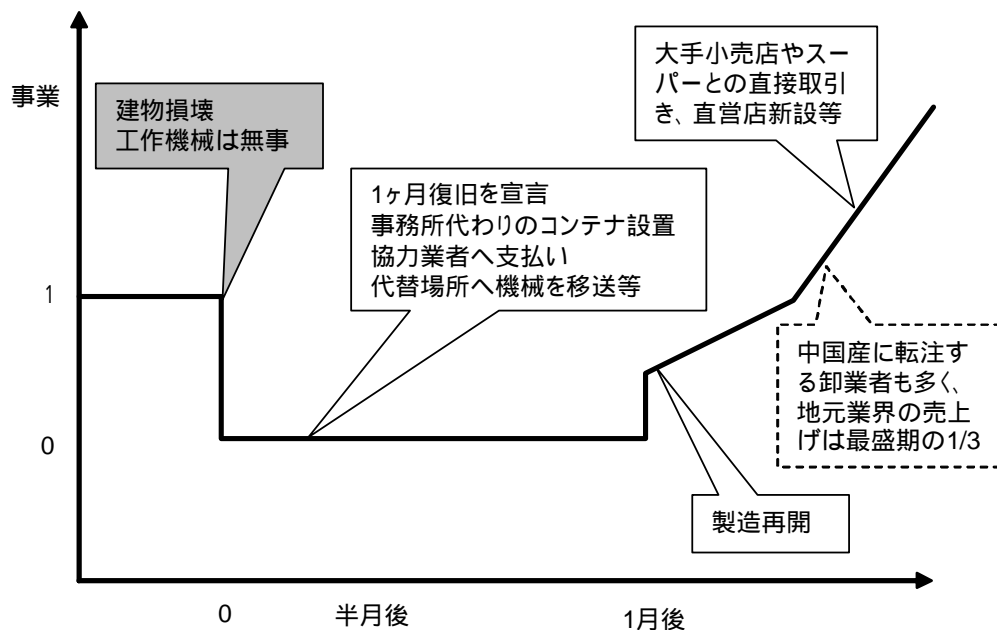


神戸市の部品製造業

注) 縦軸は事業の操業度を示します。1は平常どおり操業、0は操業全面停止。(以下同じ)

神戸市のケミカルシューズ製造業（平成7年1月阪神・淡路大震災）

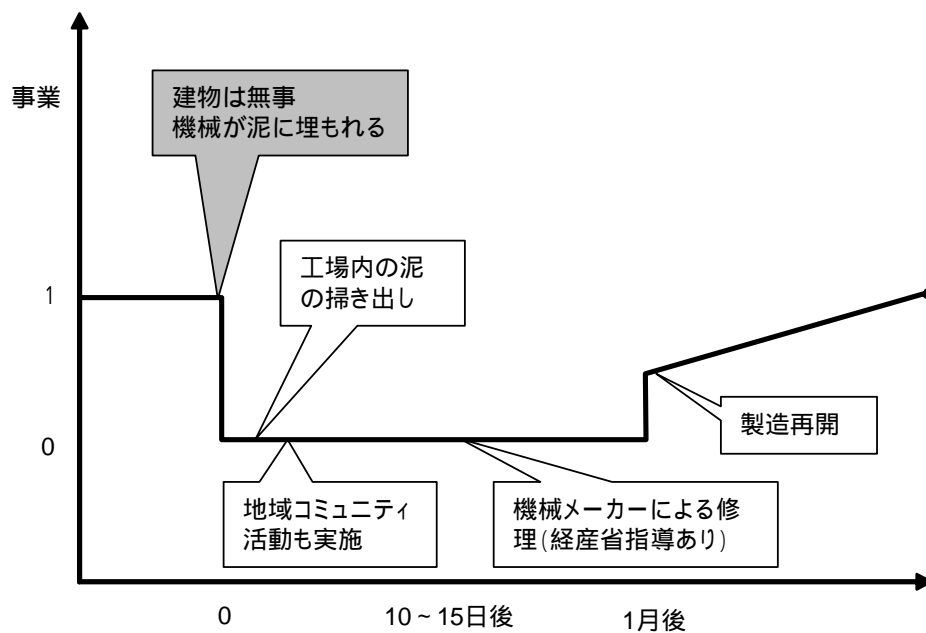
- ・神戸市長田町でケミカルシューズ製造を営む。
- ・地震による被害は、従業員は軽傷、生産機械は小規模被害のみであったが、工場建屋が損壊した上、長田町に集中している協力会社の一部が被災した。
- ・シューズ業界は、季節ごとにデザインが変わる。地震発生当日、被災状況と市場環境から社長が1ヵ月後に復旧することを宣言。
- ・代替工場を探し生産機械を移して、目標どおり1ヵ月後に事業再開を果たした。



神戸市のケミカルシューズ製造業

### 三条市の金属製造業（平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨）

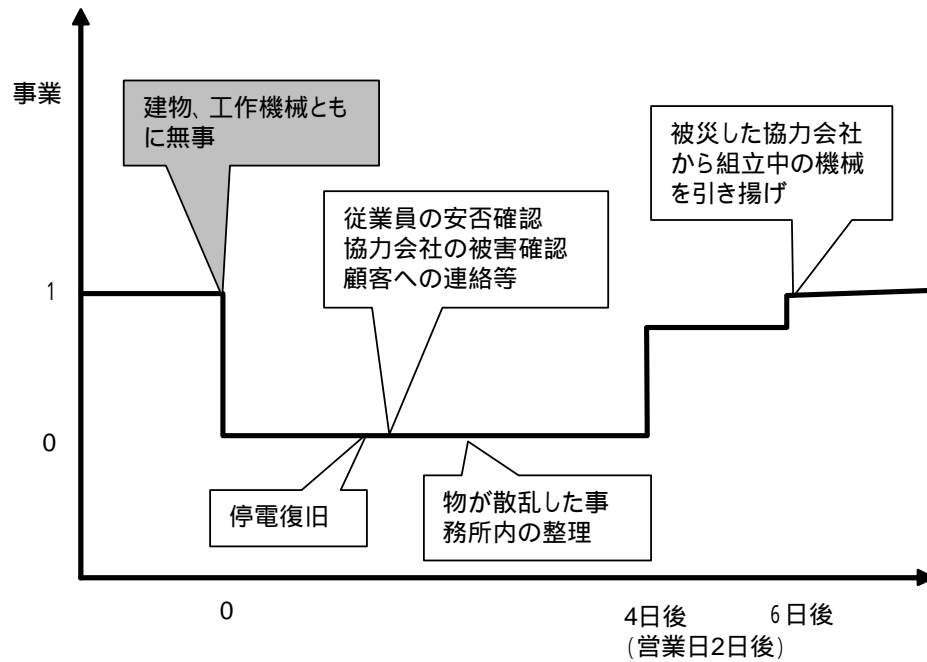
- ・三条市には金属製造業が集積、地元企業間で相互に受注・発注しネットワークを構築。
- ・水害により、三条工業会の加盟企業の約半数が浸水、生産機械が泥をかぶり使用不能になる。
- ・工業会の要請を受けた経済産業省の指導もあり、泥をかぶった機械をメーカー派遣の技術員が修理、約 1 ヶ月後にほぼ全ての企業が復旧できた。
- ・工業会の加盟企業が分担して、ボランティア等の地域貢献活動を実施。



三条市の金属製造業

長岡市の加工機械製造業（平成 16 年 10 月新潟県中越地震）

- ・顧客は日本全国にわたり、加工機械を少量受注生産。
- ・地震による被害は、従業員の死傷なし、工場建屋は小規模被害、生産機械は無事であったが、協力会社 1 社に大被害。
- ・1 日目は従業員の安否確認、協力会社の被災状況把握、顧客への連絡。2 日目は事業所内に散乱した資機材等の整理。3 日目に事業再開を果たした。



長岡市の加工機械製造業

【資料B】BCPの有無による災害対応シナリオ例

中小企業が災害に遭遇したケースを例に、BCP導入の有無でどのように被害と対応が異なるかについてのシナリオ例（仮想）です。

地震災害

	BCP 導入なし企業	BCP 導入済み企業
想定	自動車用部品等のプレスメーカー（従業員30名）、 平日早朝、大規模地震が突発発生、県内の広い範囲で震度6強を観測。	
当日	工場では全てのプレス機が転倒 ほとんどの従業員の安否確認ができず 納品先に連絡するが電話が通じず、その後、後片付けに追われ納品先に連絡せず	工場ではアンカーを打っていたためプレス機の転倒は免れる 伝言ダイヤル171で大半の従業員の安否確認ができる、伝言のない者については近所に住む従業員に自宅まで様子を見に行かせる 納品先に連絡するが電話が通じないため、最寄りの営業所まで従業員1人をバイクで事情説明に行かせる
数日間	従業員は家族の被災や地域活動のため半数が1ヶ月間、出社せず 原材料の仕入元会社の工場が全壊、代替調達の見込が立たず 1週間後、納品先の大企業から発注を他会社に切り替えたとの連絡あり	従業員に対して日頃、耐震診断済みのアパートに住むよう指導していたので家族の被災を免れる 大半の従業員が、3日間は地域活動に専念、その後1ヶ月間は2/3が出社するよう交代制をとる 中核事業である自動車用部品の生産復旧に最優先で取り組む 原材料の仕入元会社の工場が全壊するが、予め話をつけていた会社から当面の代替調達を行う プレス機械調整のため、協定どおりメーカーから技術者受け入れ 3日後、納品先の大企業に、目論見通り1ヶ月で全面復旧可能と報告 この間、納品先の要請で、他会社（金型が互換できるようプレス機の種類を予め統一）での代替生産のために従業員を派遣
数ヶ月間	3ヵ月後、生産設備は復旧するも、受注は戻らず プレス機械の更新のため金融機関から融資を受ける 会社の規模を縮小、従業員の7割を解雇	手持ち資金により、従業員の月給、仕入品の支払いを行う 同業組合から、復旧要員の応援を得る 1ヵ月後、全面復旧し、受注も元に戻る 損壊した一部プレス機械の更新は地震保険でカバー 震災後、納品先の信用を得て、受注が拡大

水害

	BCP 導入なし企業	BCP 導入済み企業
想定	<p>自動車用部品等のプレスメーカー（従業員 30 名） 工場は 1 階平屋建て。 平日、大雨が降り続き、12 時に大雨・洪水警報、15 時に近くの河川の水防警報、17 時に工場周辺地区を対象に避難勧告が発出される。20 時に堤防が決壊し、工場が約 50cm 浸水する。</p>	
当日	<p>大雨ではあったが、気象情報を収集することなく、通常通り操業。避難勧告も工場には伝達されず。 18 時、従業員の大半が帰宅。自動車通勤の者が途中、道路の冠水に遭遇。電車通勤の者は駅で列車が動いていないことを知る。 従業員 5 名が残業中に工場が浸水。プレス機械、電源装置が水に浸かる。 社長は出張中。20 時過ぎのニュースを見て、会社と従業員に電話連絡を取ろうとするが、輻輳しつながらず。 工場で浸水にあった従業員、帰宅途中に立ち往生した従業員は、その場で一夜を明かす。</p>	<p>社長以下、従業員全員が、河川事務所が公表している洪水ハザードマップを見ており、工場が浸水危険地域であることを知っていた。 社長は、出張先から工場長に対して、気象情報に注意し、従業員を早期に帰宅させるよう指示。 工場長は、ラジオやインターネットで気象情報等を収集、駅に電話し列車の運行状況も把握。12 時と 15 時、段階的に従業員を帰宅させることを決定。全員が無事、自宅に帰ることができる。 この間、入り口に防潮板をたてる、備品等を棚に上げるなどの浸水対策を行う。 社長は出張中断、16 時に工場に戻るが、17 時に避難勧告が出たことを町内会長から知らされ、工場長とともに近くの小学校に避難する。 20 時過ぎに工場周辺も浸水するが、予めプレス機械や電源装置は基礎を上げていたので、重要設備の多くは浸水を免れる。</p>
数日間	<p>市役所等が排水ポンプを手配し、2 日後に排水が完了する。 従業員の多くは、住家が浸水し、その対応のため 1 週間、出社せずプレス機械と電源装置は修理が必要であり、メーカーに連絡するが、多忙を理由に対応を後回しにされる。 2 つの協力会社も同じような被災状況。 顧客から、受注済みの部品の納期を尋ねられが、目処が立たないと答えるのみ。 1 週間後、同顧客から発注を他会社に切り替えたとの連絡あり。</p>	<p>市役所等が排水ポンプを手配し、2 日後に排水が完了する。 日頃、従業員には高台に住むよう指導していた。半数の住家は浸水を免れ、半数は浸水する。泥の掃き出し等、従業員同士で助け合う。 浸水した協力会社の復旧のため従業員を派遣。 一部、浸水した設備の修理をメーカーに修理を要請。 最重要の顧客に対し、受注済みの部品は 1 週間後に納品可能と連絡。</p>
数ヶ月間	<p>3 ヶ月後、生産設備は復旧するも、受注は戻らず。 会社の規模を縮小、従業員の 7 割を解雇。</p>	<p>1 ヶ月後には、協力会社を含め、全面復旧。 浸水した設備の更新は水害保険でカバー。</p>

火災

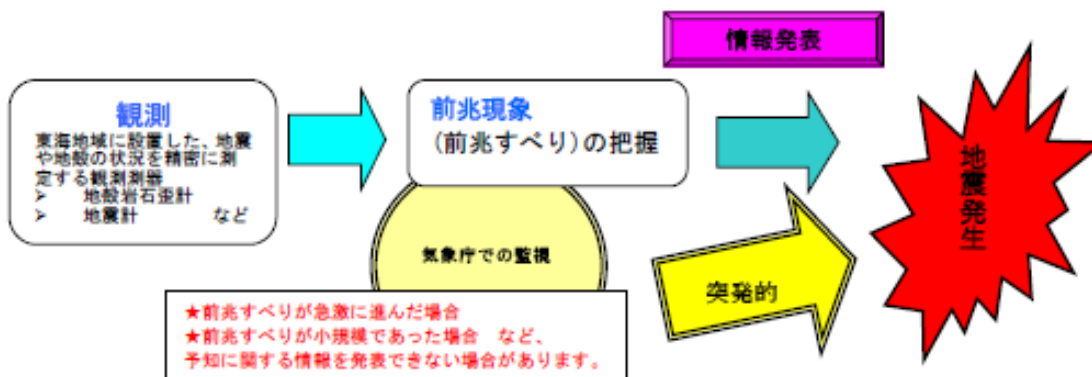
	BCP 導入なし企業	BCP 導入済み企業
想定	自動車用部品等のプレスメーカー（従業員 30 名）、 夜間、工場の通用口付近で不審火と思われる出火あり。	
当日	<p>周辺住民が火災を発見。119 番通報する。 消防隊が到着、工場建屋が半焼する。 深夜になって消防署から社長宅に連絡が入る。 火災と消火水により、パソコンが損傷し、重要データが喪失。</p>	<p>周辺住民が火災を発見。119 番通報する。日頃の交流があったため、住民から社長の自宅に電話連絡が入る。 消防隊が到着、工場建屋が半焼する。 社長と会社幹部が現場に駆け付ける。重要顧客への連絡、周辺住民へのお詫びを手分けして行う。 火災と消火水により、パソコンが損傷し、重要データが喪失。</p>
数日間	<p>翌日から被災状況を調べ、後片付けを始める。 顧客から、受注済みの部品の納期を尋ねられが、目処が立たないと答えるのみ。 1 週間後、同顧客から発注を他会社に切り替えたとの連絡あり。 データのバックアップが無かったため、その再構築に 2 週間を要す。</p>	<p>翌日、被災状況を調べ、復旧の目処を顧客に連絡。 復旧までの間、協力会社に代替生産を要請。 データのバックアップを取り耐火金庫に保管していたので、システムは直ぐに復旧。</p>
数ヶ月間	<p>3 週間後、金融機関から融資を受けて生産設備は復旧するも、受注は戻らず。 会社の規模を縮小、従業員の 7 割を解雇。</p>	<p>2 週間後に全面復旧。 建物と設備の復旧費用の大半を火災保険でカバー。</p>



## 【資料C】東海地震に関連する情報体系<sup>5</sup>

### 1 地震予知と観測体制

東海地震の予知は、気象庁などの国の機関が中心となり、歪計などの観測機器を設置して24時間体制で監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうか判定しようとするものです。



※前兆すべりとは？

プレート境界は普段は強くくっついていますが、東海地震の前には少しずつすべり始め、最終的に大きくずれて東海地震となる、と考えられています。この前兆的なすべり現象が前兆すべりです。

### 2 東海地震に関連する情報

気象庁では、最近の地球科学の知見により、前兆すべりによる変化に沿った現象が観測されている場合には、警戒宣言よりもある程度前に今後の推移について説明可能な段階が設定できると考え、平成16年1月5日から新たな「東海地震に関連する情報」の運用を開始しました。

新しい情報体系では、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」が発表されます。

「東海地震観測情報」は、観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合等に発表され、この段階では平常通りの生活が続けられます。

「東海地震注意情報」は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表され、応援部隊等の派遣準備や児童・生徒の帰宅等の準備がとられ、住民は不要・不急の旅行や出張の自粛等をするとともに、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、行動する必要があります。

### 3 警戒宣言

さらに異常が進み、東海地震が発生しそうだという場合には、気象庁長官が内閣総理大臣に「地震予知情報」として報告します。

「地震予知情報」を受けた内閣総理大臣は、閣議を開き、「警戒宣言」を発することになります。

「警戒宣言」とは「2～3日（又は数時間）以内にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）が発生することが予想される」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

「警戒宣言」の発令により、地震防災対策強化地域やその周辺地域全体が本格的な防災態勢に入り、鉄道や道路については強化地域への進入が禁止され、避難対象地区の住民は速やかに避難地に避難することになります。

<sup>5</sup> 静岡県防災局防災情報室「事業所の地震防災対策」  
(<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/hondana/pdf/213-2005/index.htm>)

## 東海地震観測情報

- 防災対応は特にありません。
- 国、県、市町村等では、情報収集連絡体制がとられます。



(防災準備行動開始)

## 東海地震注意情報

- 東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。
  - ◇ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策を行います。
  - ◇ 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。



テレビ・ラジオ等の情報に注意し、県、市町村等の防災計画に従って行動して下さい。



## 警戒宣言



- 地震災害警戒本部が設置されます。
- 津波や山・崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。



市役所や町村役場の広報用スピーカーやサイレン、広報車、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒し、「警戒宣言」及び県、市町村等の防災計画に従って行動する必要があります。

#### 4 警戒宣言が発令されたときの社会状況

警戒宣言が発令されると、公共交通機関の運行が停止するなど、社会活動が大幅に制限されます。各施設等の実情に応じて、「東海地震注意情報」の発表時から、地震に備えた行動を開始する必要があります。

また、警戒宣言が発せられると、皆一斉に準備行動を起こすため、大変な混乱が生じることが予想されますので、社会状況を的確に捉えた迅速かつ安全な行動を心がける必要があります。

電気・ガス：使用可能(できるだけ使わない)



水道：使用可能(普段から水をためておく)



電話：必要に応じ一般通話制限。ただし、緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保される。



バス：付近の安全なところまで走行し、運行は中止される。



鉄道：最寄りの駅等付近の安全なところまで走行し運転を中止する。



道路：緊急輸送路・避難路を確保するため交通規制がされる。車は徐行運転。



劇場・デパート：原則として営業停止（食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設で、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、各店舗の判断により営業を継続できる。）

病院：外来診療中止

銀行：原則として営業は中止するが一部のATM（現金自動預払機）は使用可能

幼稚園・学校：閉園、閉校。園・学校にいる園児・児童生徒は原則として帰宅又は保護者に引き渡す。



【資料D】東海地震の被害想定結果<sup>6</sup>

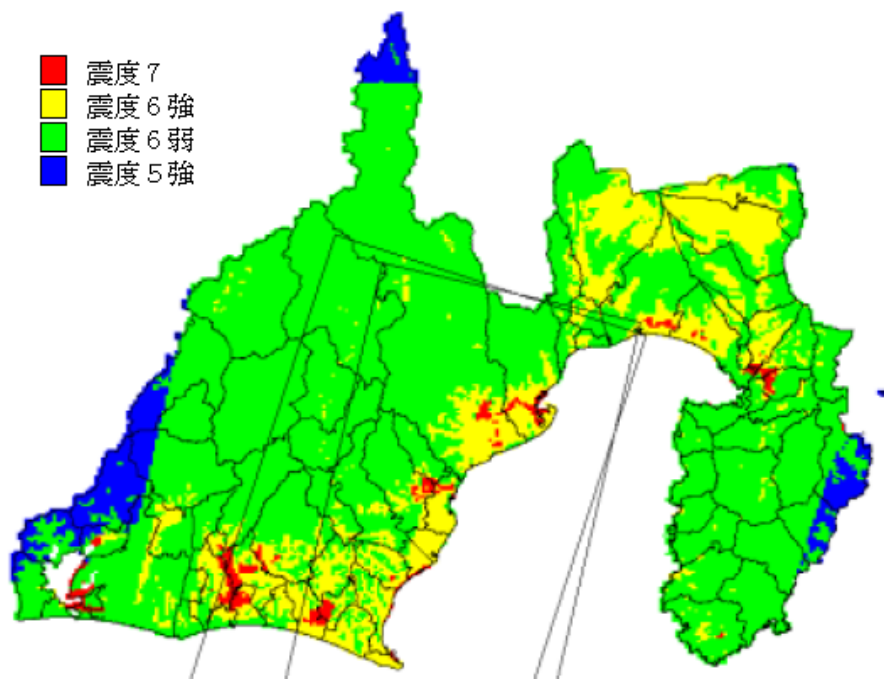


図 東海地震の震度分布（静岡県第3次地震被害想定）

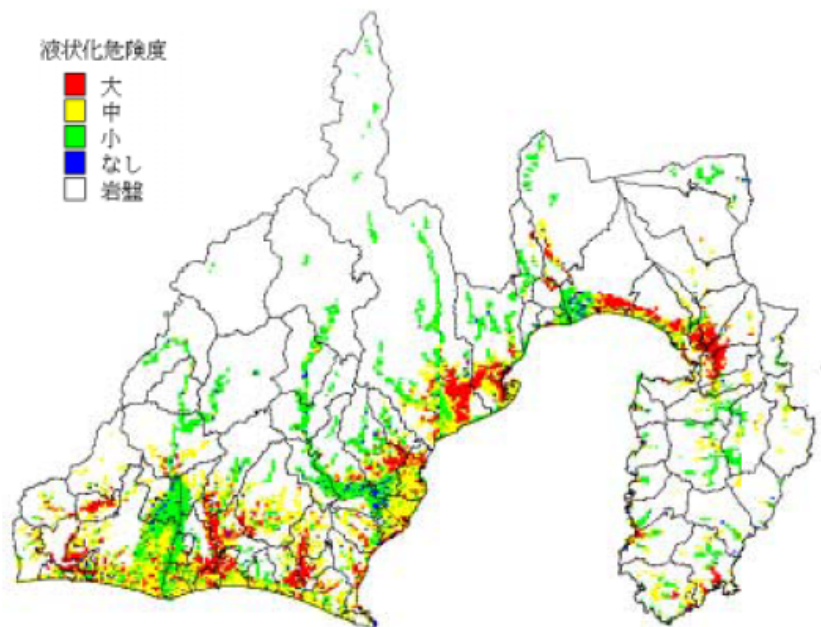


図 東海地震の液状化分布（静岡県第3次地震被害想定）

<sup>6</sup> 静岡県第3次地震被害想定

(<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/data/pref/higai/index.html>)

浜松市防災ホッとぼくす（町名から被害想定が検索できます。）

(<http://www.city.hamamatsu.pref.shizuoka.jp/lifeindex/life/disaster/bousai/index.html>)

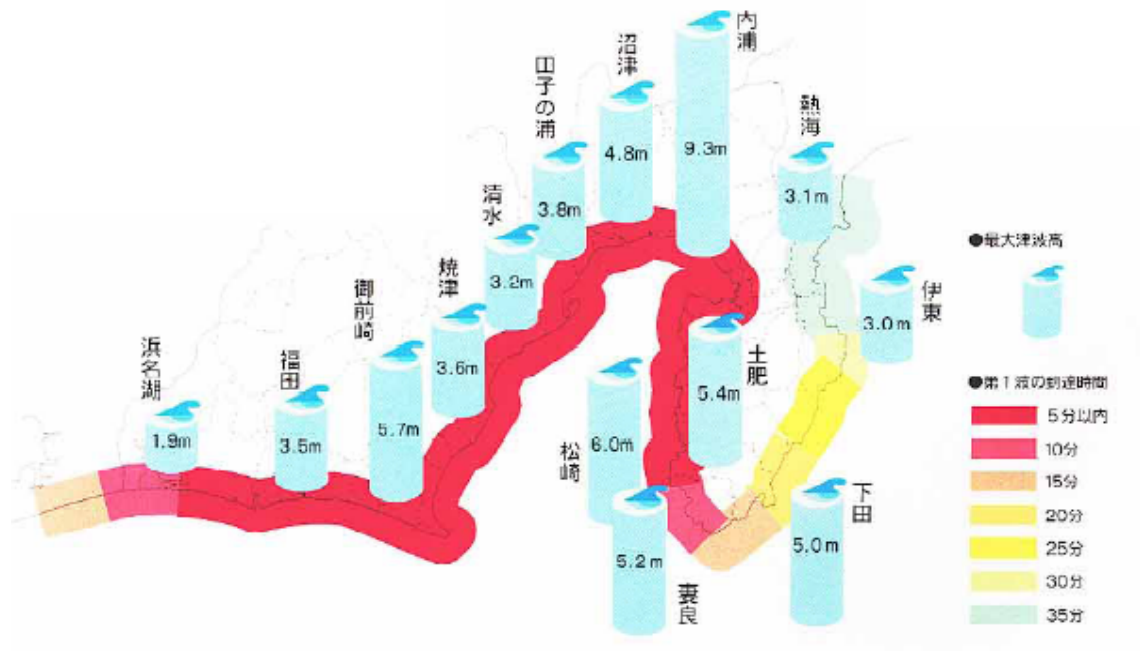


図 東海地震の津波波高分布(全県)(静岡県第3次地震被害想定)

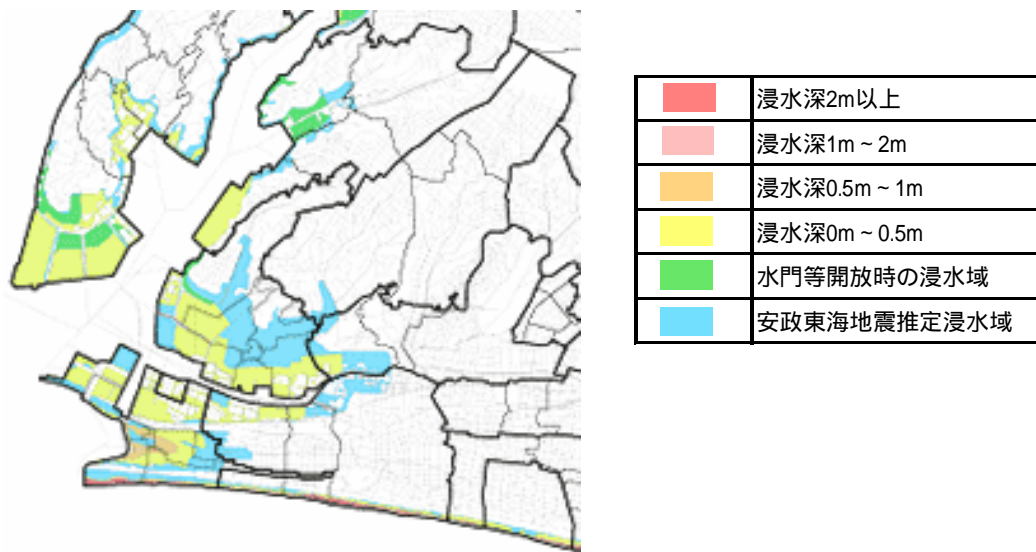


図 浜松市推定津波浸水域図

( [http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/life/disaster/bousai/hamamatu\\_j/map\\_04.html](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/life/disaster/bousai/hamamatu_j/map_04.html) )

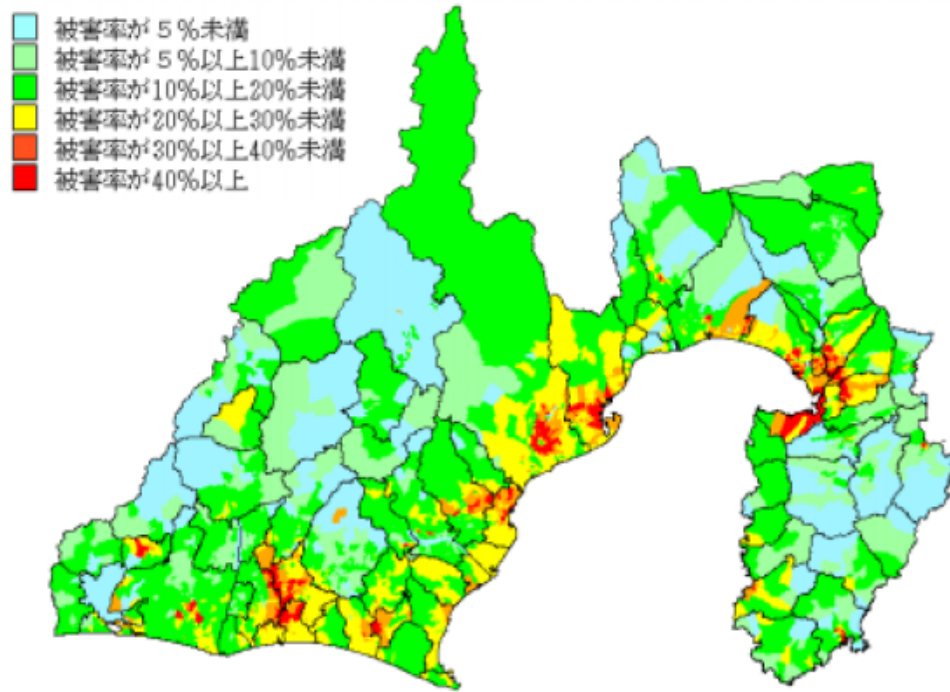


図 東海地震における建物被害分布（冬18時/予知なし）（静岡県第3次地震被害想定）

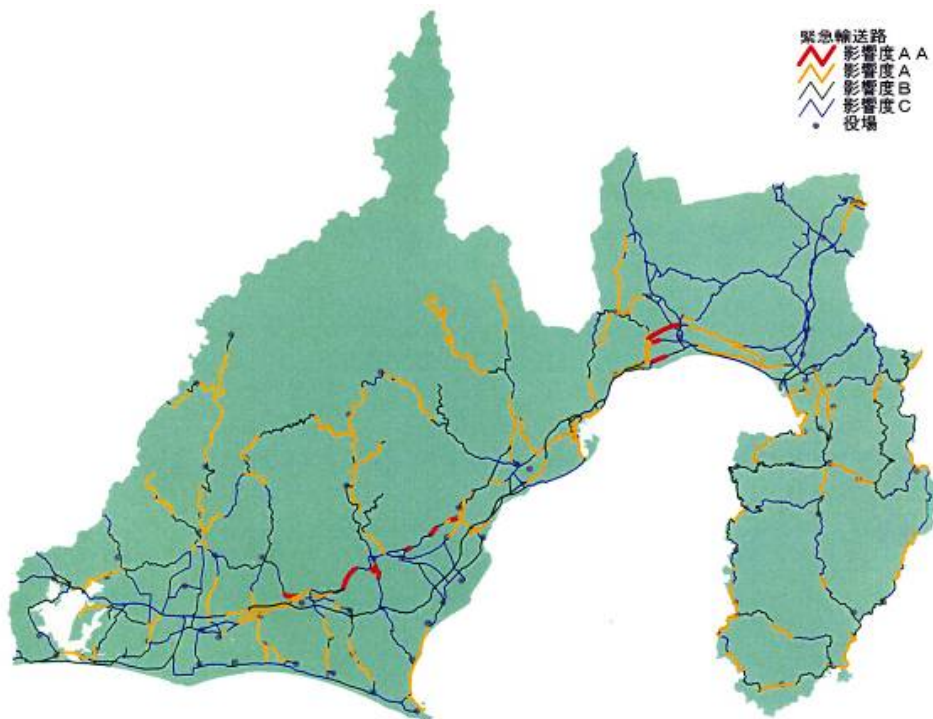


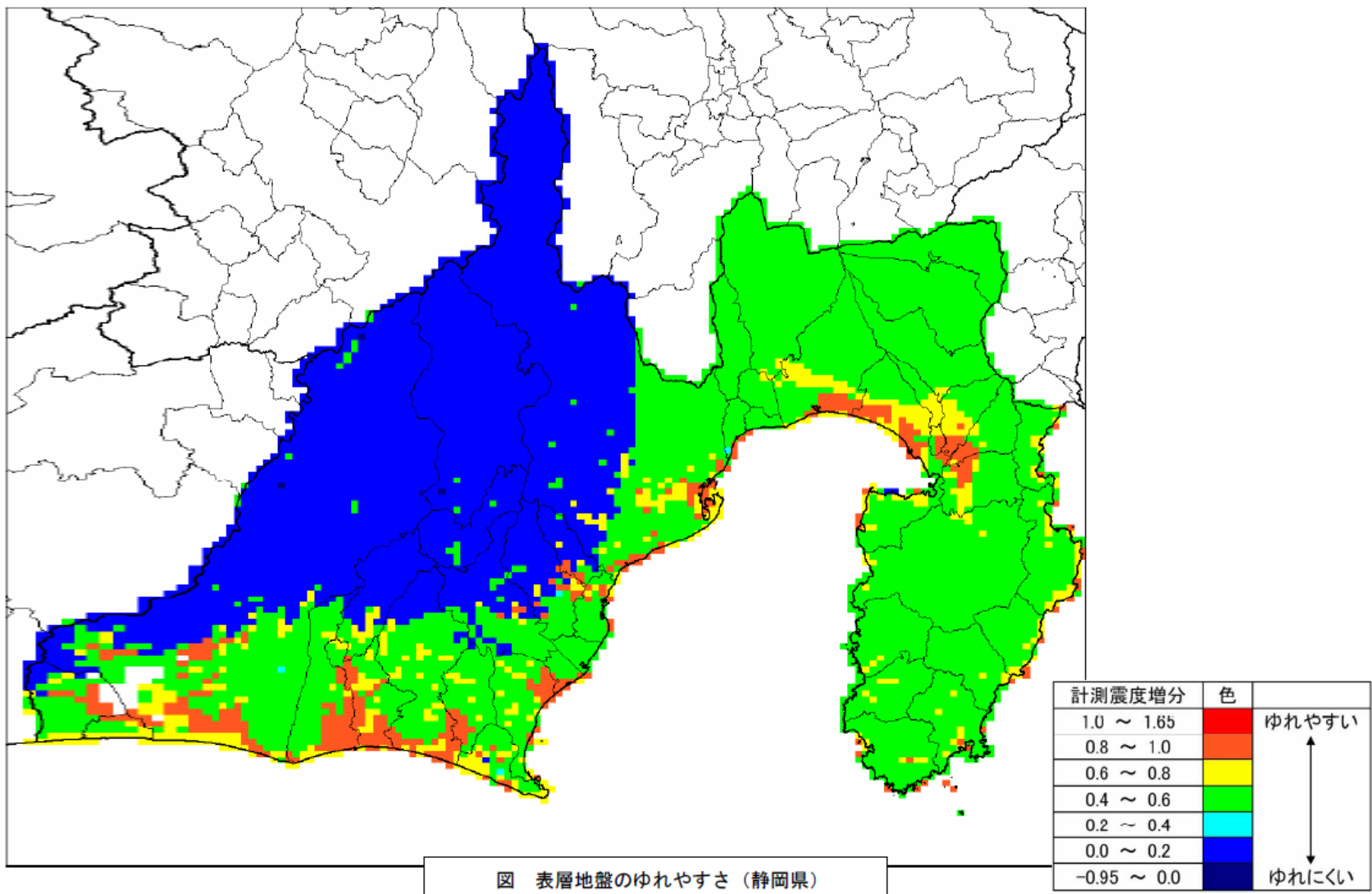
図 東海地震における緊急輸送道路の総合評価結果（静岡県第3次地震被害想定）

表 東海地震による道路の被害発生・復旧シナリオ（静岡県第3次地震被害想定より）

地域	西部	北遠	中遠	志大・榛原	中部（山側）	中部（海側）	富士	東部	熱海	伊豆	
東名高速	浜名湖橋の付近で液状化の影響により軽微な被害が発生するが通行可能。		袋井付近で、跨道橋等に地震動(震度7)による施設被害が発生し、一部通行不能となる。	焼津・大井川付近で、液状化の影響による軽微な被害は発生するが通行可能。		静岡市内で跨道橋等に地震動(震度7)の影響により施設被害が発生し、一部通行不能となる。	震源付近の富士川を横断する橋梁に地盤変位に伴う大変形が生じ、通行不能となる。沼津～富士間で跨道橋等に地震動(震度7)による施設被害が発生し、一部通行不能となる。	御殿場ICで東良野トンネルの間の区間で山・崖崩れにより一部不通区間が発生する。			
復旧状況	1日～3日	一般車両の誘導、放置車両の排除等車線の確保に1日程度要す	一般車両の誘導、放置車両の排除等車線の確保に1日程度、瓦礫、障害物の除去に3日程度要す	一般車両の誘導、放置車両の排除等車線の確保に1日程度、瓦礫、障害物の除去に3日程度要す		一般車両の誘導、放置車両の排除等車線の確保に1日程度、瓦礫、障害物の除去に3日程度要す	不通	一般車両の誘導、放置車両の排除等車線の確保に1日程度、瓦礫、障害物の除去に3日程度要す			
	3日から1週間	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能		交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	不通	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能			
	1週間～1ヶ月	〃	〃	〃		〃	仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	〃			
	1ヶ月以上	通行可能	通行可能	通行可能		通行可能	〃	通行可能			
東西幹線国道	国道1号が浜名湖付近で一時的に津波の影響を受ける他、地震動(震度7)による施設被害の影響により一部区間で不通となる。		国道1号で、地震動(震度7)による施設被害の影響により一部区間で不通となる。	国道1号、藤枝ハイパス、藤枝市、島田市において地すべり等の影響を受け不通となる区間が発生する。国道150号は、榛原町、相良町において一部津波により冠水する他、地震動(震度7)による施設被害の影響を受け一部区間で不通となる。		地震動(震度7)、液状化の影響により施設被害が発生し、一部区間で不通となる。	震源付近の富士河川を横断する橋梁に地盤変位に伴う大変形が生じ、通行不能となる。	国道246号は神奈川東境付近で山・崖崩れによる影響を受け一部区間で不通となる。			
復旧状況	1日～3日	国道1号は、一部区間で不通	国道1号は、一部区間で不通	一部区間は不通		一部区間で不通	不通、他の橋へ迂回	一部区間で不通			
	3日から1週間	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制			一部区間で交通規制	〃	一部区間で交通規制			
	1週間～1ヶ月	〃	〃	一部区間で交通規制		〃	仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	〃			
	1ヶ月以上	通行可能	通行可能	通行可能		通行可能	〃	通行可能			
その他道路	浜崎市、御江町等において地震動(震度6弱)による地盤の液状化現象、小規模な崖崩れの影響等一部区間で通行不能となる。	大崎市より山間部では、山・崖崩れや落石により一部区間で通行可能となる。	袋井市、小笠町、大東町等の一部区間で地震動(震度7)による地盤の液状化現象、小規模な崖崩れの影響等一部区間で通行不能となる。	藤枝市、焼津市等の一部区間で地震動(震度7)による地盤の液状化現象、山間部の道路では崖崩れ、落石の影響で一部区間で通行不能となる。	山間部の道路では、山・崖崩れ、落石、斜面崩壊等により通行不能箇所が発生、一部地域で孤立集落の発生が予測される。	静岡市、清水市等の一部区間で地震動(震度7)による地盤の液状化現象の影響等一部区間で通行不能となる。山間地では落石により一部区間で通行不能となる。	富士川断層を横断する道路に地盤変動に伴う変形が生じ、一部橋梁を含め通行不能となる。富士市海岸部では一部区間で地震動(震度7)による地盤の液状化現象の影響等一部区間で通行不能となる。	沼津市、函南町等において地震動(震度7)による地盤の液状化現象、津波による冠水で一部区間で通行不能となる。	熱海市、伊東市において地震動(震度6弱)による崖崩れや落石により一部区間で通行不能となる。	南伊豆町の一部区間で地震動(震度7)による山・崖崩れや落石により一部区間で通行不能となる。	
復旧状況	1日～3日	地盤の液状化、沿道建物施設被害により一部区間の通行止と交通規制	山・崖崩れや落石により一部区間の通行止と交通規制	地盤の液状化、沿道建物施設被害により一部区間の通行止と交通規制	地盤の液状化、小規模な崖崩れにより一部区間の通行止と交通規制	山・崖崩れや落石により一部区間の通行止と交通規制	地盤の液状化、沿道建物施設被害により一部区間の通行止と交通規制	地盤変動に伴う変形及び地盤の液状化により一部区間の通行不能と交通規制	地盤の液状化、津波による冠水で一部区間で通行止と交通規制	崖崩れや落石により一部区間で通行止と交通規制	山・崖崩れや落石により一部区間で通行不能と交通規制
	3日から1週間	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	1週間～1ヶ月	通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で通行止と交通規制	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制	緊急車両のみ通行可能、一部区間で交通規制	緊急車両のみ通行可能、一部区間で交通規制	一部区間で交通規制	通行可能	一部区間で交通規制
	1ヶ月以上	通行可能	通行可能	通行可能	通行可能	一部区間で交通規制	通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制	通行可能	通行可能
震災直後の輸送状況	東西幹線交通は、浜名湖付近で通行が規制される区間が発生する。	大崎市より山間部では、山・崖崩れや落石により通行不能区間が発生する。	東西幹線交通については袋井付近で地震動(震度7)による地盤の液状化の影響で通行が規制される区間が発生する。	東西幹線交通は焼津市等で地震動(震度7)による地盤の液状化の影響等一部区間で通行不能となる。	山間部の道路では、山・崖崩れ、斜面崩壊等により通行不能箇所が発生。ヘリコプターによる輸送となる。	東西幹線交通は静岡市、清水市等の一部区間で地震動(震度7)による沿道建物の被害や地盤の液状化の影響等通行不能区間が発生する。	富士川断層で地盤変動に伴う変形が生じ、一部橋梁を含め交通不能となり、東西交通は迂回を余儀なくさせられ、液状化の影響で通行不能区間が発生する。	東西幹線交通は沼津市等において沿道建物の被害や地盤の液状化現象により通行不能区間が発生する。	熱海市等で崖崩れや落石により一部区間で通行不能となる。	南伊豆町等で山・崖崩れや落石により一部区間で通行不能となる。	

【資料E】表層地盤のゆれやすさマップ ( <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/index.html> )

74





【資料F】天竜川浸水想定区域図

下記は一例です。企業の立地地域のマップをインターネットで入手しましょう。

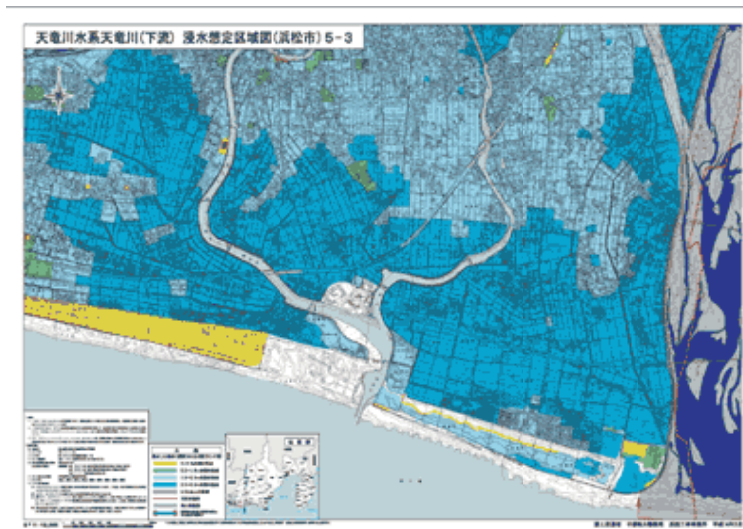
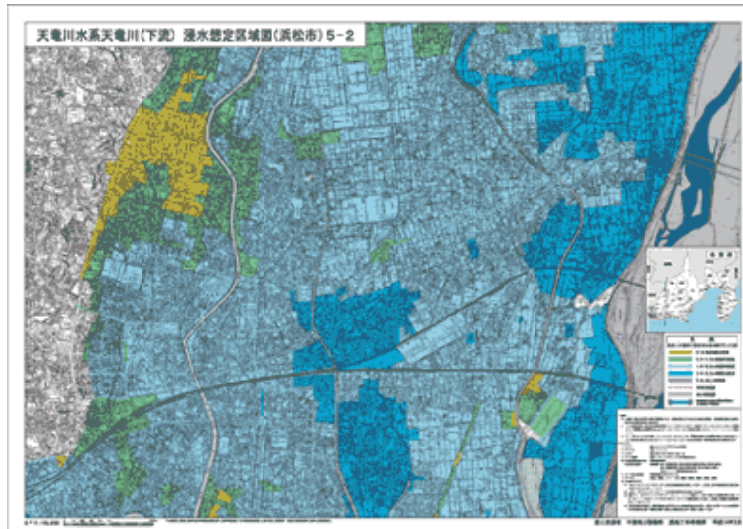
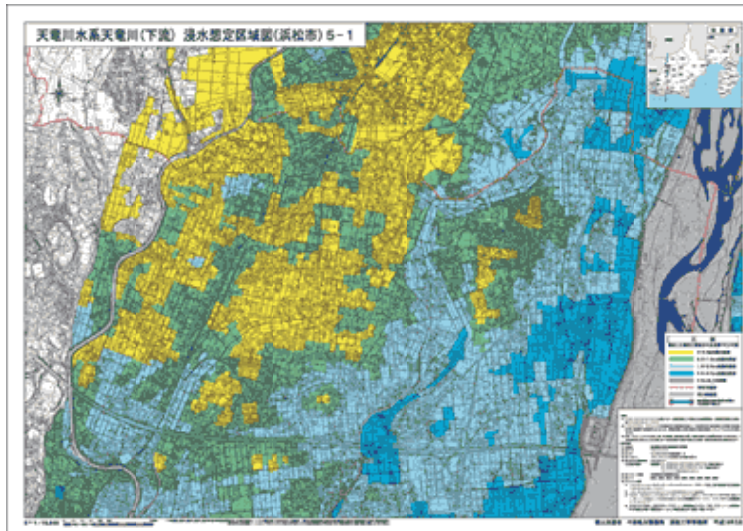


表 静岡県内河川の浸水想定区域図整備状況（中部地方整備局）<sup>7</sup>

水系名	河川名	指定年月日	URL
狩野川	狩野川	H14.03.15	<a href="http://www.nwo.go.jp/sinsui/top.html">http://www.nwo.go.jp/sinsui/top.html</a>
天竜川	天竜川（下流）	H14.03.15	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/mosimo/tenryu.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/mosimo/tenryu.html</a>
	天竜川（上流）		<a href="http://www.tenjo.go.jp/users/jimushohp/measure/flood/flood.html">http://www.tenjo.go.jp/users/jimushohp/measure/flood/flood.html</a>
菊川	菊川	H14.07.31	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/mosimo/kiku.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/mosimo/kiku.html</a>
安倍川	安倍川	H15.03.20	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/06_bou_sai/index.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/06_bou_sai/index.html</a>
大井川	大井川	H15.03.20	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/06_bou_sai/index.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/06_bou_sai/index.html</a>

表 静岡県内河川の浸水想定区域図整備状況（静岡県土木部）

水系等	URL
瀬戸川水系瀬戸川他2河川	<a href="http://doboku.pref.shizuoka.jp/Topics/kasen/kiken/Top.htm">http://doboku.pref.shizuoka.jp/Topics/kasen/kiken/Top.htm</a>
太田川水系太田川他7河川	
巴川水系巴川他2河川	
富士川水系潤井川	
馬込川水系馬込川他2河川	
富士川水系沼川	<a href="http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/numakawa/top627.htm">http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/numakawa/top627.htm</a>
都田川水系新川他5河川	<a href="http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/sinkawah/top.html">http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/sinkawah/top.html</a>
勝間田川水系	<a href="http://doboku.pref.shizuoka.jp/gaiyo/kasen/katumata/index.html">http://doboku.pref.shizuoka.jp/gaiyo/kasen/katumata/index.html</a>
勝間田川他2河川	
坂口谷川水系坂口谷川	
青野川水系青野川他5河川	<a href="http://doboku.pref.shizuoka.jp/gaiyo/kasen/aono/index.html">http://doboku.pref.shizuoka.jp/gaiyo/kasen/aono/index.html</a>

<sup>7</sup> 中部地方整備局

([http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/syozaiti/sinsui/sinsui-ref3\\_chubu.html](http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/syozaiti/sinsui/sinsui-ref3_chubu.html))

【資料 G】 中小企業等に対する公的支援制度

1) 静岡県内独自の支援制度

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
1	静岡県地震災害防止対策資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害防止に必要な設備資金、運転資金を貸付。</li> <li>・設備資金・運転資金の合計 5,000 万円。</li> <li>・融資利率年 1.5%、融資期間 10 年以内。</li> <li>(平成 18 年度～、耐震補強に係るものの利率: 0.8% 融資対象に BCP の実施に伴う設備の導入を追加)</li> </ul>	静岡県商工労働部 <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/syokou/syo-124/seido/sikin-09.htm">http://www.pref.shizuoka.jp/syokou/syo-124/seido/sikin-09.htm</a>	取扱金融機関(地銀、信金、都銀等の県内本支店)の融資担当窓口	県内で営業している中小企業者や組合
2	静岡県災害対策資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の災害により、被害を受けた中小企業者、組合に必要な設備資金、運転資金を貸付。</li> <li>・設備資金・運転資金の合計 5,000 万円。</li> <li>・融資利率年 1.5%、融資期間 10 年以内。</li> </ul>		取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、しずおか産業創造機構、商工金融室	県内で営業している中小企業者や組合
3	建築物の耐震改修への補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の共同住宅や特殊建築物等が行政庁から建築物の耐震改修の計画認定を受け、耐震工事を実施する場合の補助制度</li> <li>・工事費の 23% の 2/3 を補助</li> <li>・調査設計計画費の 1/3(10 名以上の区分所有建築物)</li> </ul>		浜松市建設指導課	
4	ブロック塀等の改修への補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀等の撤去、改修工事を実施する場合の補助制度</li> <li>・ブロック塀等の撤去工事の工事費を 1/2 を補助</li> <li>・ブロック塀等の改修工事の工事費を 1/2 を補助</li> </ul>		浜松市建設指導課及び各総合事務所	対象地域・補助限度額あり

2) 平常時における事前の防災対策に対する支援制度

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
5	防災対策支援貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策に取り組む事業者向け、防災対策に必要な設備資金の貸付</li> <li>・ 貸付利率、10年固定貸出と15年変動貸出がある</li> </ul>	商工組合中央金庫 <a href="http://www.shokochukin.go.jp/news/nl_bousaitaisaku_shien.html">http://www.shokochukin.go.jp/news/nl_bousaitaisaku_shien.html</a>	商工組合中央金庫各支店	中小企業
6	中小企業組合等活路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの作成及びその成果を具体的に実現化し、新たな活路を見出すために行う事業。</li> <li>・ 補助金額は、総事業費の6/10以内、6,000千円が限度。</li> </ul>	全国中小企業団体中央会 <a href="http://www.chuokai.or.jp/josei/josei.htm">http://www.chuokai.or.jp/josei/josei.htm</a>	各都道府県の中小企業団体中央会	協同組合が対象
7	防災格付融資制度（平成18年度開設予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資対象は、設備の耐震化・不燃化工事、耐震診断、データバックアップ構築、BCP作成・運用、防災拠点整備</li> <li>・ BCP作成等取組み企業に対し、政策優遇金利を適用</li> </ul>	日本政策投資銀行 <a href="http://www.dbj.go.jp/japanese/release/re12005/0831_loan.html">http://www.dbj.go.jp/japanese/release/re12005/0831_loan.html</a>	日本政策投資銀行各支店	全ての企業

3) 緊急事態発生後の支援制度（発生直後）

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
8	小規模企業共済災害時貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済の加入事業者が災害により被害を受けた際に貸付</li> <li>・積立金の範囲内で上限 1,000 万円</li> <li>・即日融資（午前中に申込みば、午後に貸し出し）</li> </ul>	中小企業基盤整備機構 <a href="http://www.smrj.go.jp/skyosai/customer/announce/010366.html">http://www.smrj.go.jp/skyosai/customer/announce/010366.html</a>	商工組合中央金庫 各支店	小規模企業共済へ加入して 1 年を超える事業者
9	特別相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県、政府系金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会、地方経済産業局、中小企業基盤整備機構等が単独又は共同で開設</li> <li>・相談受付内容は、中小企業の復興支援、中小企業向け融資、雇用対策関係など</li> </ul>	（左記）	単独の場合は各支店等、共同の場合は商工会議所・商工会などに設置される	（特になし）
10	既往債務の返済条件緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫からの既往債務に対する返済条件の緩和措置</li> </ul>	中小企業庁経営安定対策室が左記 3 機関に指示 <a href="http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004394/0/030814taifu.pdf">http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004394/0/030814taifu.pdf</a> （平成 15 年台風 10 号災害の例）	各支店等	債務のある中小企業

## 4) 緊急事態発生後の支援制度（発生から1ヶ月以内めど）

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
11	災害復旧貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災した中小企業者向けに設備資金・運転資金を貸付</li> <li>貸付期間10年以内（うち据置2年間以内）</li> <li>限度額3,000万円以内（中小企業）</li> </ul>	国民金融公庫 <a href="http://www.kokukin.go.jp/tyuushou/special_m.html">http://www.kokukin.go.jp/tyuushou/special_m.html</a>	国民金融公庫各支店	災害救助法の適用、市町村発行の罹災証明書が必要（*）
12	災害復旧貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災した中小企業者向けに設備資金・長期運転資金を貸付</li> <li>貸付期間10年以内（うち据置2年間以内）</li> <li>限度額は、直接貸付1億5,000万円、代理貸付7,500万円</li> </ul>	中小企業金融公庫 <a href="http://www.jasme.go.jp/jpn/search/37.html">http://www.jasme.go.jp/jpn/search/37.html</a>	直接貸付は中小公庫営業部店、代理貸付は取扱金融機関	
13	災害復旧貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災した中小企業者向けに設備資金・長期運転資金を貸付</li> <li>貸付期間、運転10年以内（うち据置3年間以内）、設備20年以内（うち据置3年間以内）</li> </ul>	商工組合中央金庫 <a href="http://www.shokochukin.go.jp/diskbk2005/gyoumu/gyoumu09.html">http://www.shokochukin.go.jp/diskbk2005/gyoumu/gyoumu09.html</a>	商工組合中央金庫各支店	
14	代替工作機械等の優先融通	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省が、工場等復旧のための代替工作機械等の優先融通等について、（社）日本工作機械工業会等の関連団体に対して、最大限の便宜を図るよう要請</li> </ul>	経済産業省製造産業局 <a href="http://www.meti.go.jp/press/0005429/0/040721fukkyu.pdf">http://www.meti.go.jp/press/0005429/0/040721fukkyu.pdf</a> <a href="http://www.meti.go.jp/press/0005813/0/041115saigaiseizou.pdf">http://www.meti.go.jp/press/0005813/0/041115saigaiseizou.pdf</a>	-	新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟中越地震の際に発出
15	下請取引問題の解決斡旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請取引においてトラブルが発生し、下請企業又は親企業からそのトラブル解決のための申し出があった場合に、双方から事情を聴取し、その解決のための調停、あっせんを行う</li> </ul>	各都道府県の下請企業振興協会 <a href="http://www.zenkyo.or.jp/index.htm">http://www.zenkyo.or.jp/index.htm</a>	各都道府県の下請企業振興協会	問題が生じた中小企業

\*：激甚災害に指定されると特別措置（低い特別利率など）が適用される。その際の申し込みには罹災証明書の交付が必要。

5) 緊急事態発生後の支援制度(状況に応じて追加的に開設される対策)

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
16	セーフティネット保証(4号:突発的災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的災害で経営の安定に支障を生じている中小企業者向けの貸付(指定地域内で1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3ヶ月間の売上高等が前年同期比20%以上の見込みである中小企業者)</li> <li>普通保証2億円以内(組合4億円以内)</li> <li>無担保保証8,000万円以内</li> </ul>	各都道府県の信用保証協会 http://www.cgc-tokyo.or.jp/business/safetynet.html	各都道府県の信用保証協会各支店	市町村長(特別区長)による認定書が必要
17	災害復旧高度化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の復旧に当たって協同組合により新たに高度化事業を行おうとする場合に、その事業資金を貸付</li> <li>貸付割合:対象事業費の90%以内</li> <li>利率:無利子</li> <li>償還期間:20年以内の期間(据置3年以内)</li> </ul>	中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって実施 http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/index.html	中小企業基盤整備機構の各支部、都道府県の中小企業担当課	協同組合が対象
18	雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>景気変動や産業構造変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等や出向を行った事業主に対して休業手当や賃金の一部を支給</li> <li>休業等の受給額:休業手当相当額の1/2(中小企業事業主は2/3)、支給限度日数は3年間で150日(最初の1年間で100日分まで)まで</li> <li>出向の受給額:出向元で負担した賃金の1/2(中小企業事業主は2/3)</li> </ul>	厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-1.html	最寄りのハローワーク	最近6か月間に生産量が対前年同期比10%減、雇用量が増加していない事業主

平成18年2月現在

## 【資料 H】教育・訓練方法の例

教育・訓練の例を示しますので、あなたの会社に適したものを選択して下さい。

### 1) 教育

防災や救急等の知識や技能を習得できる講習会を受けるほか、防災関係機関のホームページで勉強する方法もあります。

表 緊急時対応に関する外部講習会の例

講習会	概要
防災士 (日本防災士機構)	【内容】災害から自分を守る(自助)、地域で活動する(協働・互助)、災害発生時の仕組みを学ぶ(科学)、災害の状況を知る(情報)、災害の知識・技術を深める、災害の知識・技術を深める、命を守る 【費用】研修機関によって異なるがおおよそ5～6万円程度 【URL】 <a href="http://www.bousaisi.jp/">http://www.bousaisi.jp/</a>
応急手当講習会 (浜松市消防本部警防課)	【内容】心配蘇生法や止血法についての講習 【費用】無料(浜松市内に在住又は勤務する人を対象) 【TEL】053-475-0119
地域防災リーダー (損害保険協会)	【内容】防災実務者や有識者による議論を主体とした市民防災講座で定期的に実施 【費用】無料(ビデオの貸出しも無料) 【URL】 <a href="http://www.sonpo.or.jp/business/library/video/">http://www.sonpo.or.jp/business/library/video/</a>

表 防災関係機関のホームページの例

施設名	住所とホームページアドレス
静岡県地震防災センター	〒420-0042 静岡市葵区駒形通5-9-1 TEL 054-251-7100 <a href="http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/">http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/</a>
消防防災博物館	(インターネット上のみ) <a href="http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi">http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi</a>
総務省消防庁 防災・危機管理 e-カレッジ	(インターネット上のみ) <a href="http://www.e-college.fdma.go.jp/top.html">http://www.e-college.fdma.go.jp/top.html</a>



## 2) 訓練

消火や連絡等の要素訓練から、緊急時における活動手順の確認や意思決定を鍛えるための図上訓練まで様々な訓練があります。

企業単独に止まらず、組合や工業団地等で共同訓練を行うことも有効です。また、県や市町が実施する訓練に参加することをお勧めします。

表 訓練の種類

主な種類	内容の例	備考
消防訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火活動</li> <li>・ 119 番通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、消火器の操作、放水等は実体験が大切。</li> <li>・ 消防署に依頼すれば、訓練の評価を受けられる。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員の避難</li> <li>・ 顧客等の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設外への社員の避難訓練。</li> <li>・ 顧客等が敷地内にいる場合には、避難誘導も必須。</li> </ul>
連絡訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡先への連絡</li> <li>・ 緊急連絡網での連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡（安否確認）で災害伝言ダイヤル 171 や web171 を利用する場合には、毎月 1 日や防災週間等に体験が可能。 (Web171 の場合) <a href="http://www.web171.jp/">http://www.web171.jp/</a></li> </ul>
参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業時間外の参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め指定した時間を指定して参集する場合と、期間を指定してその期間内で非常参集をかける場合がある。</li> </ul>
図上訓練 (DIG)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害状況の検討</li> <li>・ 防災対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地図を使って防災対策を検討する訓練。自治会等の市民レベルの訓練も盛んである。 DIG=Disaster Imagination Game (参考) 静岡県 HP <a href="http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/dig/index.htm">http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/dig/index.htm</a></li> </ul>
図上訓練 (シリア提示型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の手順確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応手順の確認に主眼が置かれ、決められた手順通りに対応を行う訓練。従来の自治体の総合訓練が相当する。</li> </ul>
図上訓練 (シリア非提示型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の意思決定 (災害対策本部等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練シナリオを事前に提示しない形式の訓練で、事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する訓練。非常に高度な訓練であり、訓練の実施には高度なノウハウが必要となる。</li> </ul>
地域の防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火活動</li> <li>・ 炊き出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域企業または市民として地域の防災訓練に参加する。消火器の操作等の実体験ができるとともに、災害時における地域との連携に役立つ。</li> </ul>

\*\*\*\*\*

編集・発行

静岡県商工労働部 企画経理室

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL : 054-221-3021

FAX : 054-221-3216

E-mail : [sanki@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:sanki@pref.shizuoka.lg.jp)

\*\*\*\*\*